

松代地区住民自治協議会臨時総会次第

と き：平成21年12月15日 午後6時

ところ：長野市松代支所 大会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 来賓あいさつ

4 来賓紹介

5 議 事

(1) 第1号議案 新組織図について

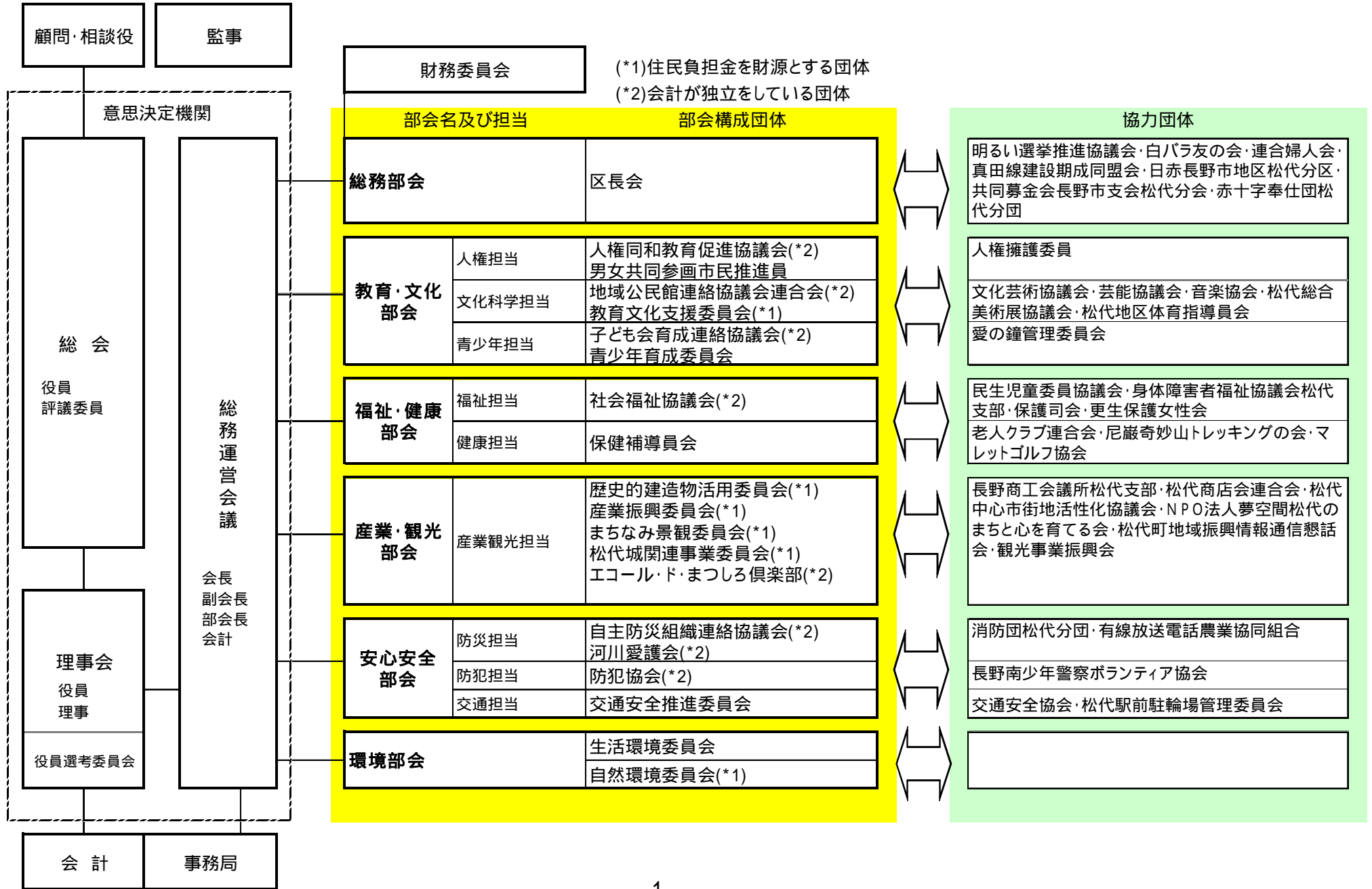
(2) 第2号議案 会則の改正及び細則の制定について

(3) 第3号議案 平成22年度必須・選択事務について

6 その他

7 閉 会

平成22年度 松代地区住民自治協議会組織図



新旧対照表

松代地区住民自治協議会会則 改正案

新	旧
<p>附 則 この会則は、平成19年5月31日から施行する。</p> <p>附 則 この会則は、平成20年7月10日から施行する。</p> <p>附 則 この会則は、平成22年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則 この会則は、平成19年5月31日から施行する。</p> <p>附 則 この会則は、平成20年7月10日から施行する。</p>
<p>第1章 総則</p>	<p>第1章 総則</p>
<p>(名称)</p> <p>第1条 本会は、松代地区住民自治協議会(以下「協議会」という。)という。</p>	<p>(名称)</p> <p>第1条 本会は、松代地区住民自治協議会(以下「協議会」という。)という。</p>
<p>(目的)</p> <p>第2条 本会は、「自分たちの地域は自分たちでつくる」を理念に、住民自治の向上を図り、行政との連絡及び調整に努めるとともに住民相互の交流と活動を通じて連帯感を高め、住みやすく魅力ある地域づくりに寄与することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 本会は、「自分たちの地域は自分たちでつくる」を理念に、松代地区の振興発展に関する課題について取り組み、豊かで住みやすく魅力ある地域づくりに寄与することを目的とする。</p>
<p>(事業)</p> <p>第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。</p> <p><u>(1) 地区内の各区・自治会、その他関連機関等との連絡調整。</u></p> <p><u>(2) 行政機関との協定に基づく事業の実施。</u></p> <p><u>(3) 地区の人権教育・文化活動・青少年の健全育成に関する事業の実施。</u></p> <p><u>(4) 地区住民の健康と福祉の増進に関する事業の実施。</u></p> <p><u>(5) 地区の産業振興及び観光事業の実施。</u></p> <p><u>(6) 地区の防災・防犯・交通安全に関する事業の実施。</u></p> <p><u>(7) 地区の生活環境の向上及び自然環境の保全に関する事業の実施。</u></p> <p><u>(8) その他目的達成のために必要な事業の実施。</u></p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。</p> <p>(1)文化・福祉の向上、歴史的資産の活用及び安全・安心なまちづくり等、松代地区の振興発展に関する課題の協議・検討及び必要な事業の実施。</p> <p>(2)その他目的達成のために必要な事業の実施。</p>
<p>(会員)</p> <p>第4条 本会の会員は、松代地区に居住する住民及び地区内を活動範囲とする各種団体等とする。</p>	<p>(会員)</p> <p>第4条 本会の会員は、松代地区に居住する住民及び地区内を活動範囲とする各種団体等とする。</p>
<p>(事務所)</p> <p>第5条 本会の事務所は、長野市松代支所内に置く。</p>	<p>(事務所)</p> <p>第5条 本会の事務所は、長野市松代支所内に置く。</p>

第2章 組織

(組織)

第6条 本会に、評議委員を置く。評議委員は、**別表1に掲げる**住民の代表者、各種団体より選出された代表者等**(公募委員を除く。)**及び総会で承認された有識者が評議委員となる。

2 **前項の評議委員の選考については、別に定める細則による。**

3 本会に、総会、理事会及び**総務運営会議**を置く。

4 本会に、必要に応じて、課題別の部会を設置する。

5 本会に、**財務委員会を設置する。**

6 本会に、必要な都度、対策本部を設置することができる。

(総会)

第7条 総会は、本会の最高議決機関であって、評議委員をもって構成し、毎年1回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合又は評議委員の3分の1以上の請求があった場合には、**臨時総会を開催する。**

2 総会は、次の事項を評議決定する。

- (1) 本会の事業計画及び予算に関すること。
- (2) 本会の事業報告及び決算を承認すること。
- (3) 理事会の推薦に基づき、本会の役員及び有識者を選任すること。
- (4) 理事会の理事を選任すること。
- (5) 会則の制定及び改廃に関すること。
- (6) その他本会に関する基本的事項及び重要事項を決定すること。

(理事会)

第8条 理事会の理事は、総会において**別表1に掲げる評議委員のうち部会構成団体の代表者等の中から選任する。**

(削除)

2 理事会は、次の事項を評議決定する。

- (1) 事業計画及び予算を策定し、事業報告及び決算を行うこと。
- (2) 役員及び有識者を総会に推薦すること。
- (3) **総務運営会議の推薦に基づき、評議委員を選任すること。**

(削除)

- (4) 総会がやむを得ない事情で開催できない場合、総会機能を代行すること。
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項を議決すること。

(削除)

第2章 組織

(組織)

第6条 本会に、評議委員を置く。評議委員は、住民の代表者、各種団体より選出された代表者等及び総会で承認された有識者が評議委員となる。

2 本会に、総会、理事会及び常任理事会を置く。

3 本会に、必要に応じて、課題別の部会を設置することができる。

4 本会に、必要に応じて、総務運営会議を設置することができる。

5 本会に、必要な都度、対策本部を設置することができる。

(総会)

第7条 総会は、本会の最高議決機関であって、評議委員をもって構成し、毎年1回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合又は評議委員の3分の1以上の請求があった場合には、**その都度臨時総会を開催する。**

2 総会は、次の事項を評議決定する。

- (1) 本会の事業計画及び予算に関すること。
- (2) 本会の事業報告及び決算を承認すること。
- (3) 理事会の推薦に基づき、本会の役員及び有識者を選任すること。
- (4) 理事会の理事を選任すること。
- (5) 会則の制定及び改廃に関すること。
- (6) その他本会に関する基本的事項及び重要事項を決定すること。

(理事会)

第8条 理事会の理事は、総会において評議委員の中から選任する。

2 本会の会長、副会長は、理事会の理事を兼務する。

3 理事会は、次の事項を評議決定する。

- (1) 事業計画及び予算を策定し、事業報告及び決算を行うこと。
- (2) 役員及び有識者を総会に推薦すること。

(新設)

(3) 評議決定した事項を会員に周知すること。

(4) 総会がやむを得ない事情で開催できない場合、総会機能を代行すること。

(5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項を議決すること。

(6) 常任理事会の常任理事を選任すること。

<p>3 <u>役員等を推薦するため、別に定める細則に基づき役員選考委員会を設置する。</u></p> <p>4 必要に応じ、理事以外の会員及び会員以外の有識者の出席を求め、意見を求める事ができる。</p>	<p>(新設)</p> <p>4 必要に応じ、理事以外の会員及び会員以外の有識者の出席を求め、意見を求める事ができる。</p>
<p><u>(総務運営会議)</u></p> <p>第9条 <u>総務運営会議は、会長、副会長、会計及び部会長をもって構成する。</u></p> <p>2 <u>総務運営会議は、本会の事業の執行管理及び部会間の連絡調整を図るとともに、次の事項を評議決定する。</u></p>	<p>(常任理事会)</p> <p>第9条 常任理事会の常任理事は、理事会において理事の中から選任する。</p> <p>2 本会の会長、副会長は、常任理事を兼務する。</p> <p>3 常任理事会は、次の事項を評議決定する。</p>
<p>(1) 理事会に付議する事項について審議決定すること。</p> <p>(2) 理事会がやむを得ない事情で開催できない場合、理事会機能を代行すること。</p> <p>(3) その他理事会の議決を要しない会務の執行に関する事項を議決すること。</p> <p>3 必要に応じ、他の会員及び会員以外の有識者の出席を求め、意見を求める事ができる。</p>	<p>(1) 理事会に付議する事項について審議決定すること。</p> <p>(2) 理事会がやむを得ない事情で開催できない場合、理事会機能を代行すること。</p> <p>(3) その他理事会の議決を要しない会務の執行に関する事項を議決すること。</p> <p>4 必要に応じ、常任理事以外の会員及び会員以外の有識者の出席を求め、意見を求める事ができる。</p>
<p>(部会)</p> <p>第10条 部会は、第2条の目的達成のための実行機関として、第3条の事業を遂行するための活動をする。</p> <p>2 部会長は、部会で議し、あるいは実施する事業について、会長に適宜報告しなくてはならない。</p>	<p>(部会)</p> <p>第10条 部会は、第2条の目的達成のための実行機関として、第3条の事業を遂行するための活動をする。</p> <p>2 部会長は、部会で議し、あるいは実施する事業について、会長に適宜報告しなくてはならない。</p>
<p>3 <u>部会長は部会委員の互選とし、部会に副部会長を置く。副部会長は、会長、副会長及び担当部会長協議のうえ、部会長が指名する。</u></p>	<p>3 部会に副部会長を置く。副部会長は、会長、副会長及び担当部会長協議のうえ、会長が指名する。</p>
<p>4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。</p>	<p>4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。</p>
<p>5 <u>部会委員は各種団体より選出された者及び公募により選出された者とする。</u></p>	<p>5 部会委員は、会長、副会長、部会長及び副部会長協議のうえ、部会長が指名する。</p>
<p>6 <u>前項の部会委員の公募方法は別に定める細則による。</u></p> <p>7 副部会長及び部会委員の任期は、役員に準じる。</p>	<p>(新設)</p> <p>6 副部会長及び部会委員の任期は、役員に準じる。</p>
<p><u>(財務委員会)</u></p> <p>第11条 <u>財務委員会は次の事項を審議する。</u></p> <p>(1) <u>本会の予算原案策定に関すること。</u></p> <p>(2) <u>その他財務に関すること。</u></p> <p>2 <u>財務委員会の委員構成等は別に定める細則による。</u></p>	<p>(新設)</p>

(対策本部)

第12条 対策本部は、非常設機関であって、非常時の際に全役員をもって構成し、必要な措置を講じ課題に対応する。

第3章 役員

(役員)

第13条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 2名

(5) 部会長 6名

(削除)

2 会長、会計及び監事は会員の中から理事会内の役員選考委員会で選出し、副会長は会長の指名とする。

3 監事を除く役員は、理事会の理事を兼務する。

4 会長、副会長、会計は、部会長を兼務できる。

5 必要に応じて総会の承認を得て、本会に相談役又は顧問を置くことができる。

(役員の仕事)

第14条 役員の仕事は、次のとおりとする。

(1) 会長は、本会を代表し、会務を総括し、総会、**理事会及び総務運営会議**

を招集して議長となる。また、非常時の対策本部長となる。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(3) 会計は、本会の運営及び活動に伴う経理事務を担当する。

(4) 監事は、本会の会計監査の事務を担当する。

(5) 部会長は、担当部会の運営にあたる。

(削除)

(6) 顧問は、必要に応じて、各種会議に出席し、助言を行う。

(評議委員及び役員の仕事)

第15条 評議委員及び役員の仕事は2年とし、2期以内の再任を妨げない。ただし、補欠の評議委員及び役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

2 評議委員及び役員は再任されることができる。

(対策本部)

第12条 対策本部は、非常設機関であって、非常時の際に全役員をもって構成し、必要な措置を講じ課題に対応する。

第3章 役員

(役員)

第13条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 2名

(5) 部会長 若干名

(6) 事務局長 1名

(新設)

2 監事を除く役員は、理事会の理事、常任理事会の常任理事を兼務できる。

3 会長、副会長、会計は、部会長を兼務できる。

4 必要に応じて総会の承認を得て、本会に相談役又は顧問を置くことができる。

(役員の仕事)

第14条 役員の仕事は、次のとおりとする。

(1) 会長は、本会を代表し、会務を総括し、総会、理事会、常任理事会及び

総務運営会議を招集して議長となる。また、非常時の対策本部長となる。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(3) 会計は、本会の運営及び活動に伴う経理事務を担当する。

(4) 監事は、本会の会計監査の事務を担当する。

(5) 部会長は、担当部会の運営にあたる。

(6) 事務局長は、事務局処務を総括する。

(7) 顧問は、必要に応じて、各種会議に出席し、助言を行う。

(評議委員及び役員の仕事)

第15条 評議委員及び役員の仕事は、6月1日から翌々年の5月31日までの2年とする。ただし、補欠の評議委員及び役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

2 評議委員及び役員は再任されることができる。

第4章 会議

(会議の招集)

第16条 会議は、総会を除き、会議の長が必要と認めるときに開催する。ただし、構成員の過半数の請求があった場合は、会議の長は速やかに会議を招集しなければならない。

(定足数等)

第17条 会議は、構成員の過半数の出席により成立し、会議の議事は、出席者の過半数によって決する。

2 会議に出席できない構成員は、その権限の行使を他の構成員に委任することができる。この場合において、受任者の特定がないときは会議の長に委任したものとみなす。

第5章 事務局

(事務局)

第18条 本会の運営を円滑に行うため、事務局を設置する。

2 事務局に会長が任命する事務局長及び職員を置く。

第6章 会計

(会計)

第19条 本会の経費は、会費、補助金、交付金、負担金、寄付金その他の収入をもって充てる。

2 会費等を会員から徴収する場合は、区費等を考慮し、区・自治会の判断により減免をすることができる。

3 本会の会計は、一般会計と特別会計とする。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計及び資産帳簿の整備)

第21条 本会は、会の収入、支出及び資産を明らかにするため、会計及び資産に関する帳簿を整備する。

第4章 会議

(会議の招集)

第16条 会議は、総会を除き、会議の長が必要と認めるときに開催する。ただし、構成員の過半数の請求があった場合は、会議の長は速やかに会議を招集しなければならない。

(定足数等)

第17条 会議は、構成員の過半数の出席により成立し、会議の議事は、出席者の過半数によって決する。

2 会議に出席できない構成員は、その権限の行使を他の構成員に委任することができる。この場合において、受任者の特定がないときは会議の長に委任したものとみなす。

(新設)

第5章 会計

(会計)

第18条 本会の経費は、会費、補助金、交付金、負担金、寄付金その他の収入をもって充てる。

(新設)

2 本会の会計は、一般会計と特別会計とする。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計及び資産帳簿の整備)

第20条 本会は、会の収入、支出及び資産を明らかにするため、会計及び資産に関する帳簿を整備する。

(監査と報告)

第22条 監事は、会計年度終了後に会計監査を行い、総会に報告する。

第7章 その他

(雑則)

第23条 この会則に定めのあるもののほか、本会の運営に必要な規則等に関しては、会長が別に定める。

附 則

- 1 この会則は、平成18年11月1日から施行する。
- 2 第15条の規定にかかわらず、第1期の評議委員及び役員の任期は、本会設立の日から平成20年3月31日までとする。
- 3 第19条の規定にかかわらず、平成18年度の会計年度は、本会設立の日から平成19年3月31日までとする。
- 4 第14条第1号の規定にかかわらず、本会に関する基本的事項及び重要事項を除き、本会の運営上必要な事項について、会議に諮るいとまがない場合、会長が専決することができる。会長が専決した事項については、事後に開催する会議で報告するものとする。
- 5 第15条の規定にかかわらず、評議委員及び役員の任期は、区長にあっては、区長の任期満了日、団体の代表者にあっては、その団体における任期満了日までとすることができる。

(監査と報告)

第21条 監事は、会計年度終了後に会計監査を行い、総会に報告する。

第6章 その他

(雑則)

第22条 この会則に定めのあるもののほか、本会の運営に必要な規則等に関しては、会長が別に定める。

附 則

- 1 この会則は、平成18年11月1日から施行する。
- 2 第15条の規定にかかわらず、第1期の評議委員及び役員の任期は、本会設立の日から平成20年3月31日までとする。
- 3 第19条の規定にかかわらず、平成18年度の会計年度は、本会設立の日から平成19年3月31日までとする。
- 4 第14条第1号の規定にかかわらず、本会に関する基本的事項及び重要事項を除き、本会の運営上必要な事項について、会議に諮るいとまがない場合、会長が専決することができる。会長が専決した事項については、事後に開催する会議で報告するものとする。
- 5 第15条の規定にかかわらず、評議委員及び役員の任期は、区長にあっては、区長の任期満了日、団体の代表者にあっては、その団体における任期満了日までとすることができる。

別表1（会則第6条関係）

平成22年度松代地区住民自治協議会評議委員（案）

部会名	部会構成団体	協力団体
総務部会	区長会	明るい選挙推進協議会
	*行政区長は「住民代表」として評議委員となる。	白バラ友の会
		連合婦人会
		真田線建設期成同盟会
		日赤長野市地区松代分区
		共同募金会長野市支会松代分会
		赤十字奉仕団松代分団
教育・文化部会	人権同和教育促進協議会	人権擁護委員
	男女共同参画市民推進員	文化芸術協議会
	地域公民館連絡協議会連合会	芸能協議会
	教育文化支援委員会	音楽協会
	子ども会育成連絡協議会（6団体）	松代総合美術展協議会
	青少年育成委員会	松代地区体育指導員会
		愛の鐘管理委員会
福祉・健康部会	社会福祉協議会	民生児童委員協議会
	保健補導員会	身体障害者福祉協議会松代支部
		保護司会
		更生保護女性会
		老人クラブ連合会
		尼巖奇妙山トレッキングの会
		マレットゴルフ協会
産業・観光部会	歴史的建造物活用委員会	長野商工会議所松代支部
	産業振興委員会	松代商店会連合会
	まちなみ景観委員会	松代中心市街地活性化協議会
	松代城関連事業委員会	NPO法人夢空間松代のまちと心を育てる会
	エコール・ド・まつしろ倶楽部	松代町地域振興情報通信懇話会
		観光事業振興会
安心安全部会	自主防災組織連絡協議会	消防団松代分団
	河川愛護会	有線放送電話農業協同組合
	防犯協会	長野南少年警察ボランティア協会
	交通安全推進委員会	交通安全協会
		松代駅前駐輪場管理委員会
環境部会	生活環境委員会	
	自然環境委員会	

* 住民代表35名、各種団体代表56名

* 本案は、平成21年12月15日時点のものであり、今後変更する可能性があります。

松代地区住民自治協議会評議委員選考細則

第1条 この細則は、松代地区住民自治協議会会則第6条で規定する総会を構成する評議委員の選考をするため必要事項を定める。

第2条 評議委員の任期満了前に開催される理事会に先立ち、住民自治協議会の広報紙により、当該年度に評議委員となっている団体をもとに次期評議委員候補者となる団体名を掲載し周知につとめる。

第3条 広報紙に掲載をして2週間の経過後、評議委員として新たに加い、または退会の申し出のあった団体について総務運営会議で選考を行う。また、申し出のない団体は評議委員として承諾をしたものとする。

第4条 総務運営会議は、申し出のあった団体の事業計画及び予算書等必要な資料の提出を求め、次の団体基準を満たしているか適否を判断する。

- (1) 公益性のある事業を行っている団体
- (2) 松代地区を活動の拠点としている団体
- (3) 1年間以上活動の実績があり、継続性がある団体
- (4) 住民自治協議会の目的に共通する活動をする団体
- (5) その他会長が必要とする要件

第5条 総務運営会議で適当と判断した評議委員候補者は、理事会へ報告し承認を得る。

附則 この細則は平成22年4月1日から施行する。

松代地区住民自治協議会役員選考委員会細則

第1条 この細則は、松代地区住民自治協議会会則第8条第3項の規定により、会長1名、会計1名、監事2名、有識者若干名（以下「役員」とする。）の役員選考をするため必要な事項を定める。

第2条 評議委員の任期満了前に開催される理事会に先立ち、評議委員となっている各種団体へ役員候補者の照会を行い、回答のあった候補者氏名を理事会へ報告する。

第3条 役員選考委員会は、理事会へ報告のあった各種団体の推薦に基づき、役員候補者をそれぞれ選出する。

第4条 役員選考委員会の構成団体及び人数は下記のとおりとする。

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1) 区長会 | 7名 |
| (2) 地区社会福祉協議会 | 1名 |
| (3) 長野商工会議所松代支部 | 1名 |
| (4) 必要に応じて総務運営会議で必要と認めた個人及び団体 | 若干名 |

第5条 選考委員会の選考委員長は、区長会の中から選出する。

第6条 理事会で推薦を受けた会長候補者は、総会で承認を得るため、副会長候補者を若干名指名し、候補者名を事務局へ届ける。

附則 この細則は平成22年4月1日から施行する。

松代地区住民自治協議会部会委員公募細則

(目的)

第1条 この細則は、評議委員でない松代地区住民自治協議会会則第10条第6項で規定する部会委員の公募について必要事項を定める。

(定数)

第2条 公募委員の定数は、各部会5名以内とする。

(公募委員の募集)

第3条 公募委員が必要な部会長は、総務運営会議で承認を受け、広報紙に掲載をして、随時募集することができる。

(応募資格)

第4条 公募委員に応募できるものは、会員のうち当該部会の委員とし参画する意欲のあるものとする。

(応募方法)

第5条 公募委員に応募しようとするものは、公募委員申込書を松代地区住民自治協議会長へ提出する。

(公募委員の選考)

第6条 公募委員は、総務運営会議が前条の申込書の内容を審査し選考するものとする。

(任期)

第7条 公募委員の任期は、部会委員の任期にあわせる。

附則 この細則は平成22年4月1日から施行する。

松代地区住民自治協議会財務委員会細則

第1条 この細則は、松代地区住民自治協議会会則第11条第2項の規定により、住民自治協議会の予算原案を作成するため必要事項を定める。

第2条 財務委員会で作成する予算原案は、一般会計及び特別会計の歳入、歳出予算とする。

第3条 事務局は、あらかじめ各部会の予算要求額をとりまとめ、財務委員会へ提出する。

第4条 財務委員会の委員の構成団体および人数は下記のとおりとする。

- | | |
|-----------------------------|----|
| (1) 区長会 | 7名 |
| (2) 長野商工会議所松代支部 | 1名 |
| (3) 住民自治協議会役員経験者のうち会長が指名する者 | 1名 |
| (4) 事務局長 | 1名 |

第5条 事務局長は財務委員会で作成した予算原案を総務運営会議へ提出する。

附則 この細則は平成22年4月1日から施行する。

平成22年度松代地区住民自治協議会部会別必須・選択事務(案)

部会名	部会構成団体	必須事務	選択事務
総務部会	区長会	統計調査員の推薦(国勢調査と農林業センサス) 民生委員・児童委員候補者の推薦 人権同和教育指導員の配置(推薦行為) 投票管理者・投票立会人の地区内での推薦 期日前投票管理者・投票立会人の推薦 「広報ながの」の配布 「健康カレンダー」の配布 「各種検診のご案内」の配布 「インフルエンザ予防接種」のご案内 「胃がん検診のご案内」の配布 「ながのびんずる交通規制情報」の配布 「長野マラソン・車椅子マラソン交通規制チラシ」の配布 「市議会だより」の配布 「ふくしながの」の配布 自治組織(区)の代表者、世帯数等の報告 土木要望のとりまとめ、現地調査案内 日赤社資募集及びとりまとめ 共同募金募集及びとりまとめ 結核肺がん予防募金の募集及びとりまとめ 緑の募金活動への募集及びとりまとめ	防犯灯の設置及び維持管理 交通安全施設等設置要望 地域緑化事業 保健センターだより回覧事務 公衆衛生だより「ふれ愛」の配布 公民館講座・教室事業等のチラシ回覧 公民館報の配布 元気なまちづくり市民会議の開催 NOSAI部長の選出 献血推進事業 おでかけ通信長野 ながのLife を楽しむの配布
教育・文化部会	人権同和教育促進協議会 男女共同参画市民推進員 地域公民館連絡協議会連合会 子ども会育成連絡協議会(6団体) 教育文化支援委員会 青少年育成委員会	人権同和教育啓発活動の実施 人権同和教育指導員の配置(推薦は区長会)	地区における育成会活動の実施 青少年健全育成集会等の開催 地域と学校の連携事業 家庭・地域の子育て講座の開催 青少年健全育成連絡会への参加 青少年問題を考える市民の集いへの参加 青少年健全育成推進大会への参加 青少年健全育成のための巡回指導・環境浄化活動 成人式の運営 男女共同参画セミナーの開催 地域における男女共同参画の推進

<p style="text-align: center;">福祉・健康部会</p>	<p>社会福祉協議会 保健補導員会</p>	<p>社会福祉協議会理事・評議員の推薦 放課後子どもプラン等運営委員会委員の内申 長野市社会福祉大会における被表彰者の推薦 災害見舞者金品事業に係る罹災者等の報告及び見舞金の伝達 地区社会福祉協議会等が行っている地域福祉活動の状況把握調査</p>	<p>地区地域福祉計画の策定及び推進 地域たすけあい事業の実施 福祉推進員設置事業 福祉のまちづくりを進めるための実践事業 (例・きぼうの旅事業、サロン事業など) 健康づくり講座の開催(運動・栄養などの生活習慣予防、その他活動) 健康ながの21身体活動・運動の推進(ウォーキングマップの作成と健康体操の考案と普及) 保健衛生部会等の保健事業に係る研修会の開催 健康づくり活動記録集・活動便り等の発行</p>
<p style="text-align: center;">安心安全部会</p>	<p>自主防災組織連絡協議会 河川愛護会 防犯協会 交通安全推進委員会</p>		<p>白線作戦の実施(市道等の白線引き事業) 交通安全啓発街頭指導への参加・協力 交通安全推進フェアへの参加、協力</p>
<p style="text-align: center;">環境部会</p>	<p>生活環境委員会 自然環境委員会</p>	<p>ごみ集積所備品管理・ルール違反の対応 「ごみ分別強調月間」集積所巡回指導 不法投棄関連の情報提供及び防止対策関連の協力 ごみ分別啓発の発行物の必要数調査及び配布</p>	<p>春・秋の大掃除 春・秋のゴミゼロ運動及び河川一斉清掃 不法投棄防止用等啓発看板の設置 アメリカシロヒトリから緑を守る事業 犬のフン害防止看板の設置、回覧チラシ配布</p>

* 産業・観光部会の必須・選択事務はありません。